

第十条の二 安衛則第三十六条第八号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)
- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

(小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育)

- 第十一条 安衛則第三十六条第九号に掲げる業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる機械の運転の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。
- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)
 - 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

(小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転の業務に係る特別教育)

- 第十一条の二 安衛則第三十六条第九号に掲げる業務のうち令別表第七第三号に掲げる機械の運転の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)
- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育)

- 第十一条の三 安衛則第三十六条第九号に掲げる業務のうち令別表第七第六号に掲げる機械の運転の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)
- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

(基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育)

- 第十一条の四 安衛則第三十六条第九号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)
- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

(車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育)

- 第十一条の五 安衛則第三十六条第九号の三に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。
- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。(表)

安全衛生情報センター

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|------------------------------|---|-----|
| 基礎工事用建設機械に関する知識 | 基礎工事用建設機械(安衛則第三十六条第九号の二の機械をいう。以下同じ。)の種類及び用途 基礎工事用建設機械の原動機、動力伝達装置、 作業装置、巻上げ装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び附属装置の構造及び取扱い方法 | 四時間 |
| 基礎工事用建設機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識 | 基礎工事用建設機械の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法 ワイヤロープ及び補助器具 | 二時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | 一時間 |

安全衛生情報センター

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|------------------------|---------------------------|-----|
| 基礎工事用建設機械の運転 | 基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工 | 四時間 |
| 基礎工事用建設機械の運転 のための合図 | 手、小旗等を用いて行う合図 | 一時間 |